

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。また、株主総会後の株主懇談会を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第92期 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月24日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

[郵送またはインターネットによる議決権行使期限]

2021年6月23日(水曜日)午後5時30分まで

場所

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

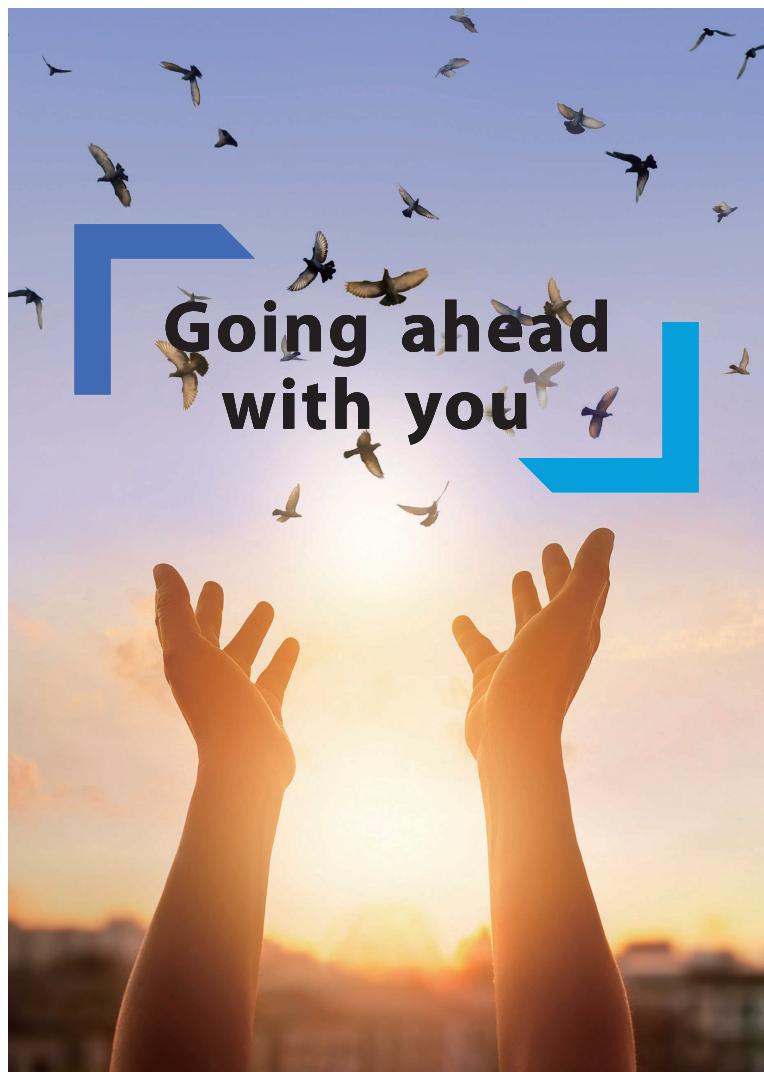
当社 本社11階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続についての承認の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ◆株主総会会場において、検温やマスク着用等、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じさせていただきます場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ◆書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに第92期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも感染収束が見通せない状況にあります。罹患された方とご家族の皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生活や企業活動に大きな影響と変化をもたらしました。この事業環境の大きな変化を受け、当社が中長期経営計画「V2020」において最終年度の目標とした主要経営指標は、残念ながら未達に終わりました。

こうした中で当社は、2021年度から新中長期経営計画「SHIFT2030」をスタートさせました。外部環境の激しい変化に対応し、自ら変化しながら活動領域を広げ、革新に挑戦し続ける集団を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長 石切山 靖順

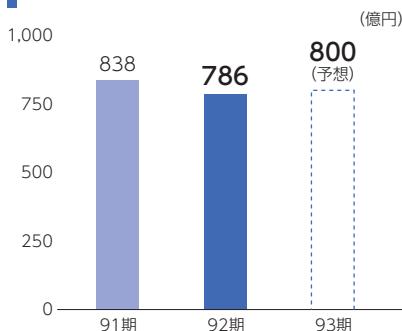


● 株主の皆様へ	1	第92期定時株主総会招集ご通知添付書類	
● 第92期定時株主総会招集ご通知	3	● 事業報告	33
● 株主総会参考書類	6	1 企業集団の現況に関する事項	33
第1号議案 剰余金の処分の件	6	2 会社の株式に関する事項	45
第2号議案 定款一部変更の件	7	3 会社役員に関する事項	46
第3号議案 取締役9名選任の件	8	4 会計監査人の状況	54
第4号議案 監査役1名選任の件	16	5 会社の体制及び方針	55
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	17	● 連結計算書類	59
第6号議案 当社株式の大規模買付行為への 対応策（買収防衛策）継続につい ての承認の件	18	● 計算書類	61
		● 監査報告書	63

● 連結決算ハイライト

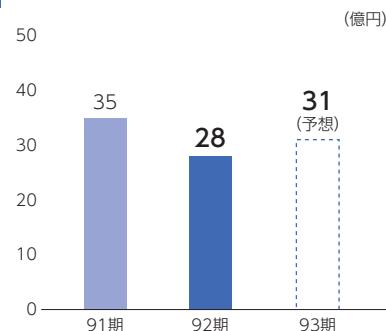
売上高	786億円	前年度比 6.2%減
営業利益	28億円	前年度比 18.9%減
経常利益	59億円	前年度比 21.6%減
親会社株主に帰属する当期純利益	47億円	前年度比 23.2%減

売上高*

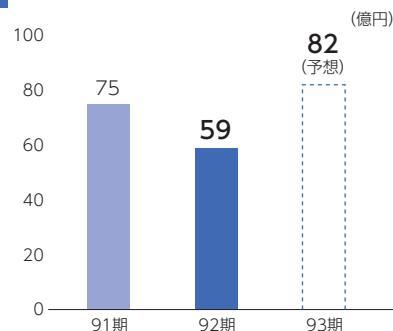


(※)93期より「収益認識に関する会計基準」等を適用します。
この会計基準を92期に適用したと仮定した場合
734億円となります。

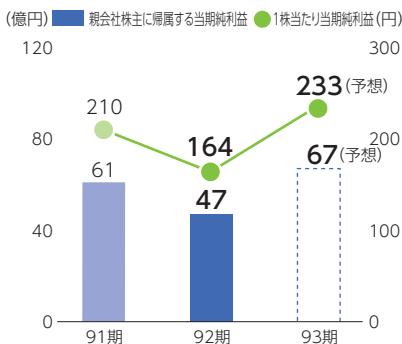
営業利益



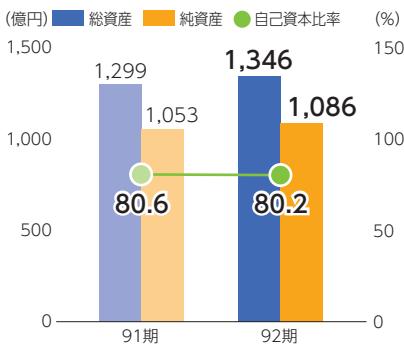
経常利益



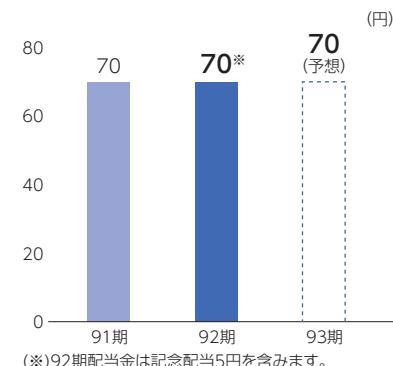
親会社株主に帰属する当期純利益／ 1株当たり当期純利益



総資産／純資産／自己資本比率



1株当たり年間配当金



(※)92期配当金は記念配当5円を含みます。

本資料に記載されている内容は、将来に関する前提、見通し、計画に基づく予想が含まれており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

株 主 各 位

[証券コード 5186]

2021年6月7日

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

ニッ夕株式会社

代表取締役社長 石切山 靖順

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月23日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------|--|
| ① 日 時 | 2021年6月24日(木曜日)午前10時 |
| ② 場 所 | 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。) |
| ③ 目的事項 | 報告事項
1. 第92期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策
(買収防衛策)継続についての承認の件 |

以上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

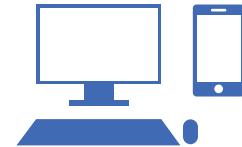
株主様でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

当日ご出席されない場合



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日(水曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使の場合

5頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、2021年6月23日(水曜日)午後5時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

その他本招集ご通知に関する事項

- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「会社の体制及び方針」のうち「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nitta.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。
- ②監査役、会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載の事項となります。

ご案内

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nitta.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

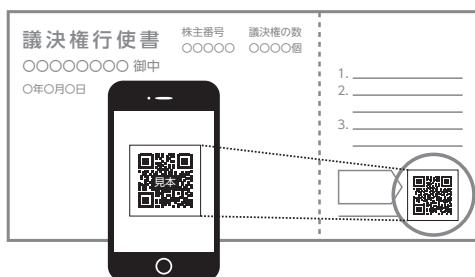
行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

ログイン

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

ログイン 閉じる

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

また、この基本方針のもと、中長期経営計画「V2020」のフェーズ3の期間においては、連結配当性向20～30%を目安に、安定的かつ着実な配当を継続的に実施することで株主の皆様のご期待にお応えすることとしてまいりました。

第92期期末配当につきましては、この配当方針及び業績の状況等を踏まえつつ、当期が「V2020」終了の年という節目であることを勘案し、「V2020」期間中の株主の皆様のご理解・ご支援に対する感謝の意を表するため、1株につき普通配当35円に5円の記念配当を加えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金40円（うち、普通配当35円、記念配当5円）

配当総額 1,161,648,120円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、普通株式1株につき金70円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条(任期)につき所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第4章 取締役および取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任	いしきりやま やすのり 石切山 靖順	代表取締役社長兼社長執行役員 指名・報酬委員会委員
2	再任	こばやし たけし 小林 武史	代表取締役兼専務執行役員 コーポレートセンター管掌 指名・報酬委員会委員
3	再任	しまだ はるき 島田 晴示	取締役兼常務執行役員 ニッタ・ムアール事業部兼テクニカルセンター管掌
4	再任	よしだ たかひこ 吉田 隆彦	取締役兼執行役員 テクニカルセンター長
5	再任	ほぎ わらとよひろ 萩原 豊浩	取締役兼執行役員 関連会社担当
6	新任	きたむら せいいち 北村 精一	執行役員 工業資材事業部長
7	再任	なかお まさたか 中尾 正孝	社外 独立役員 取締役 指名・報酬委員会委員 公認会計士中尾正孝事務所 所長 オカダアイオン(株)社外監査役
8	再任	とよしま ひろえ 豊島 ひろ江	社外 独立役員 取締役 指名・報酬委員会委員 中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役(監査等委員)
9	新任	いけだ たけひさ 池田 剛久	社外 独立役員 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役専務執行役員

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立役員 東京証券取引所届出独立役員候補者

(ご参考)

当社取締役候補者及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	専門性と経験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
1	石切山 靖 順	●	●		●		
2	小 林 武 史	●				●	●
3	島 田 晴 示	●			●	●	
4	吉 田 隆 彦	●			●		
5	萩 原 豊 浩	●	●	●			
6	北 村 精 一	●	●	●	●		
7	中 尾 正 孝	●	●				●
8	豊 島 ひろ江	●	●			●	
9	池 田 剛 久	●		●			●

・当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない常務執行役員、執行役員及び技監の専門性と経験は、次のとおりであります。

役 位	氏 名	専門性と経験					
常務執行役員	篠 田 重 喜	●		●			●
執 行 役 員	鈴 木 弘 樹	●	●	●			
執 行 役 員	木 下 一 成	●				●	●
執 行 役 員	濱 田 雄 二	●		●		●	
執 行 役 員	石 塚 隆 文	●			●	●	
執 行 役 員	泉 敦	●	●		●		
執 行 役 員	磯 田 修 一	●	●	●			●
技 監	奥 西 功 憲				●		

候補者番号

1

い し き り や ま や す の り
石切山 靖順

再 任

(1956年6月8日生)



所有する当社の株式の数

— 99百株 —

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
 2013年 4月 当社工業資材事業部副事業部長
 2015年 6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長
 2019年12月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

石切山靖順氏は、ベルト・ゴム製品部門において「モノづくり」の核である製品開発及び品質管理業務に長年携わり、海外子会社での勤務経験も有しています。2019年12月より代表取締役社長に就任し、高い見識と豊富な経験を生かし、新中長期経営計画「SHIFT2030」の策定をリードしました。取締役会は、同氏の見識や経験を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 石切山靖順氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

こ ば や し た け し
小林 武史

再 任

(1954年12月30日生)



所有する当社の株式の数

— 107百株 —

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 3月 当社入社
 2017年 6月 当社取締役兼執行役員総務CSR、経営管理、人事担当
 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員総務CSR、経営管理、人事担当
 2019年12月 当社取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理管掌、人事担当
 2020年 3月 当社代表取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理管掌、人事担当
 2021年 4月 当社代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター管掌(現任)

取締役候補者とした理由

小林武史氏は、長年に亘り当社管理部門において企画・会計・人事業務に従事し、企業経営及び会計に関する高次の知見を有しています。2020年3月より代表取締役に就任し、豊富な経験と専門的知見を生かし、取締役会において経営上の重要事項について提言を行うとともに執行の監督を行っています。取締役会は同氏の経験や知見を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できる判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 小林武史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

しまだ はる き
島田 晴示

再任

(1956年5月17日生)



所有する当社の株式の数

68百株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 当社入社
- 2013年 4月 当社ニッタ・ムアーカンパニー副事業部長
- 2015年 6月 当社執行役員ニッタ・ムアー事業部副事業部長兼名張工場長
- 2019年 6月 当社取締役兼執行役員ニッタ・ムアー事業部長兼名張工場長
- 2020年 6月 当社取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアー事業部長
- 2021年 4月 当社取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアー事業部兼テクニカルセンター管掌(現任)

取締役候補者とした理由

島田晴示氏は、ホース・チューブ製品部門の製品開発及び生産管理に長年携わり、同部門製品に関する高度な知見と豊富な経験を有しています。2019年6月には取締役兼同部門の事業部長に就任、また、海外子会社の取締役を務める等、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしてきました。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループ経営上の重要事項の提言や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 島田晴示氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

よしだ たかひこ
吉田 隆彦

再任

(1962年2月20日生)



所有する当社の株式の数

120百株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2017年 4月 当社テクニカルセンター副センター長
- 2017年 6月 当社執行役員テクニカルセンター副センター長
- 2018年 6月 当社取締役兼執行役員テクニカルセンター長(現任)

取締役候補者とした理由

吉田隆彦氏は、長年に亘りテクニカルセンターにおいて製品・技術開発に従事し、知識・ノウハウ・経験を蓄積してきました。2018年6月には取締役兼テクニカルセンター長に就任し、当社における製品・技術開発と技術情報の蓄積をリードしてきました。取締役会は、同氏がこれまで蓄積してきた知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 吉田隆彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号
5

はぎわら とよひろ
萩原 豊浩

再任

(1961年1月16日生)



所有する当社の株式の数
39百株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2014年7月 当社工業資材事業部グローバルマーケティング部長
- 2018年6月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
- 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部長
- 2020年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
- 2021年4月 当社取締役兼執行役員関連会社担当(現任)

取締役候補者とした理由

萩原豊浩氏は、国内外での顧客開拓やドイツに駐在し海外子会社の経営に従事するなど、当社グループのグローバル展開に寄与し、国際的なビジネスの知見と経験を積み重ねてきました。2020年6月からは取締役兼ベルト・ゴム製品部門の事業部長として、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしてきました。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループ経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 萩原豊浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号
6

きたむら せい い ち
北村 精一

新任

(1962年1月11日生)



所有する当社の株式の数
29百株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2012年4月 当社営業本部開発営業グループ部長
- 2014年7月 当社工業資材事業部ベルト事業グループ技術部長
- 2019年4月 当社工業資材事業部ベルト事業グループ技術部上席部長
- 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
- 2021年4月 当社執行役員工業資材事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

北村精一氏は、ベルト・ゴム製品部門の製品開発及び生産管理業務に従事し、これらの製品について高度な知見を有しています。また、米国に駐在し海外子会社の経営に従事、更には営業に従事した経験も有しています。2019年12月からは当社執行役員を務め本年4月に同部門の事業部長に就任いたしました。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、この度、取締役候補者といたしました。

(注) 北村精一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号
7

な か お ま さ た か
中尾 正孝

再任 社外 独立役員
(1952年8月15日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 監査法人朝日会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
- 1979年8月 公認会計士登録
- 2001年6月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)
大阪事務所監査第1事業部第2部長
- 2001年6月 同監査法人 パートナー就任
- 2015年7月 公認会計士中尾正孝事務所長(現任)
- 2016年6月 当社取締役(現任)
- 2017年6月 オカダアイオン株式会社社外監査役(現任)

所有する当社の株式の数
なし

社外取締役在任期間
5年

2020年度 取締役会等
出席状況
取締役会 12回/12回中
社外役員連絡会 11回/11回中
CSR推進・リスク管理委員会 4回/4回中

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中尾正孝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門的な知見を有し、2016年6月からは、当社社外取締役として、取締役会や指名・報酬委員会等において、積極的にご意見やご提言をいただき、当社グループの経営の監督に貢献いただいております。同氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は、上述の理由により、今後も引き続き社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値向上に寄与いただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1.中尾正孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は、中尾正孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号
8

 とよしま
豊島 ひろ江

 再任 社外 独立役員
 (1967年9月28日生)


所有する当社の株式の数

なし

社外取締役在任期間

1年

 2020年度 取締役会等
 出席状況

 取締役会 9回/9回中
 社外役員連絡会 9回/9回中
 CSR推進・リスク管理委員会 3回/3回中

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 弁護士登録(司法修習第50期)
- 1998年4月 中本総合法律事務所勤務
- 2005年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年4月 中本総合法律事務所パートナー就任(現任)
- 2015年10月 株式会社サンエス社外取締役就任
- 2018年3月 株式会社サンエス社外取締役退任
- 2020年6月 当社取締役(現任)
- 2020年6月 日東富士製粉株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

豊島ひろ江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、企業法務及び国際取引契約に関する専門的な知見を有し、2020年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も引き続き社外取締役として当社の経営について適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与いただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 豊島ひろ江氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、豊島ひろ江氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。
 3. 豊島ひろ江氏の取締役会等出席状況は、2020年6月25日の就任後に開催された回数のみを対象としています。

候補者番号
9

い け だ た け ひ さ
池田 剛久

新 任 社 外 独立役員
(1958年 11月12日生)



所有する当社の株式の数

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2011年4月 同行 執行役員本店営業第六部長
2013年4月 同行 常務執行役員
名古屋営業本部名古屋営業部担当名古屋法人営業本部長
2016年5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員
2016年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
兼三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
2020年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田剛久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の事業戦略の策定・展開を企業財務の面からサポートしてこられました。また、近年は同金融機関の執行役員として経営の執行にあたり、その後、大手リース会社の取締役として経営に携わってこられました。取締役会は、同氏がこのように豊富なビジネス経験と企業財務に関する専門的な知見を有しておられるため、社外取締役として当社グループの経営上の重要事項について有益な提言をいただくとともに、経営の監督に寄与いただくことが十分期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

なお、当社は同氏の社外取締役選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。同氏が代表取締役を務める会社と当社との間には、当社が使用する設備に関するリース契約の取引がありますが、直前事業年度における当該社の売上高及び当社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

- (注) 1. 池田剛久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、池田剛久氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役井上清孝氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本監査役候補者は井上清孝氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時（2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。
 また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

あ か い じ ゅ ん い ち
赤井 順一 新 任
 （1961年4月3日生）



所有する当社の株式の数

40百株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2015年 4月 当社ニッタ・ムアー事業部企画管理部長
 2018年 4月 当社ニッタ・ムアー事業部企画管理部上席部長
 2019年 6月 当社執行役員ニッタ・ムアー事業部副事業部長（現任）

監査役候補者とした理由

赤井順一氏は、当社入社以来、ベルト・ゴム製品事業部門における営業、基幹業務システムの開発業務、ホース・チューブ製品の収益管理及び生産管理業務、更には、海外子会社の取締役を務める等、多様な分野で業務経験と知見を重ねてきました。2019年6月には当社執行役員兼ホース・チューブ製品事業部門の副事業部長に就任いたしました。取締役会は、同氏の当社における幅広い業務経験を当社グループの監査に活かすことができると判断したため、この度、同氏を監査役候補者いたしました。

（注）赤井順一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

みやばやし としろう
宮林 利郎

補欠の社外監査役

(1958年9月4日生)

略歴及び重要な兼職の状況

- 1982年7月 デロイト・ハスキングス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所
(現 有限責任監査法人トーマツ)入社
- 1985年7月 英和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
- 2007年6月 同監査法人パートナー就任
- 2016年8月 宮林公認会計士事務所長(現任)
- 2019年6月 ローム株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)



所有する当社の株式の数

なし

補欠の社外監査役候補者とした理由

宮林利郎氏は公認会計士としての豊富な経験と専門的知見を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。また、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 宮林利郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮林利郎氏が、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。宮林利郎氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案

当社株式の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策) 継続についての承認の件

当社は、2007年6月26日開催の第78期定時株主総会において、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(買収防衛策)を導入し、直近では、2018年6月22日開催の第89期定時株主総会で、その内容を一部改定の上継続いたしました(以下「現対応方針」といいます。)。現対応方針の有効期間は、2021年6月24日開催予定の第92期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までであり、当社といたしましては、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及びさまざまな議論等を勘案しつつ、現対応方針の在り方を検討してまいりました。

その結果、2021年5月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、実質的に同内容の買収防衛策(以下「本対応方針」といいます。)を継続導入することを決定しましたのでお知らせいたします。本対応方針は、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。また、当社取締役会が株主総会を招集し、大規模買付行為に関する株主の皆様のご意思を確認することができることを明記しております。

なお、本日現在、特定の第三者から当社への大規模買付行為を行う旨の通知や提案は受けておりません。

注1: 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。))または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2: 議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとし、)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。))または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。
各株券等所有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3: 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営方針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値については株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値については株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組

NITTAグループ(以下「当社グループ」といいます。)は、2017年3月に新たな経営理念(以下「理念」といいます。)を制定しました。この理念においては、当社グループを取り巻くステークホルダーに対する当社グループの役割として[使命]、使命達成のために当社グループ社員が持つべき考え方として[価値観]、使命達成のために当社グループ社員が取るべき行動として[行動指針]を制定しております。この理念は、当社グループのあらゆる事業活動や社会貢献の判断基準となっており、この理念に基づき、グループ全体が一丸となり、真のグローバル企業として更なる価値創造に取り組んでまいります。

■ NITTAグループ理念

使命

Going ahead with you

NITTAは動かす、未来へ導く製品で。
世の中を前へ、そして人々を幸せに。

価値観

熱意 Passion
進取 Innovation
誠実 Integrity
敬意 Respect

行動指針

情熱をもって挑戦し、変化を起こしつつける
柔軟な発想とものづくりで、未来を切り拓く
ひたむきに取り組み、お客様の期待を超える
互いを尊重し、グローバルに社会や環境に貢献する



当社は、1885年(明治18年)の創業以来、伝動ベルトからスタートし、搬送用ベルト、コンベヤシステム、ゴム成型品、ホース・チューブ、空調用フィルタ、メカトロ機器やセンサ製品などの分野に事業領域を拡大してまいりました。また、歯付ベルト、精密研磨資材などの事業を手がけるグループ企業を擁し、それぞれの分野で確固たる地位を築いております。

グループが有する技術は基本技術から最先端技術まで多岐にわたるジャンルに貢献しており、これらの技術やノウハウをグループ全体が共有することで、当社の分野にこだわらないフレキシブルなパワーが生み出されております。また、それぞれのジャンルでトップレベルの技術を持つ当社グループは、各セクションが有機的にリンクされ、即座に融合、バックアップできるシステムがあるからこそ、お客様のニーズにそった高品質な製品を提供できると考えております。

当社では、この様な考え方のもとに、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っております。

また、上記の方針のもと、この度、中長期経営計画「SHIFT2030」(2022年3月期～2031年3月期)を策定し、全社一丸となってその達成に向けた取り組みを開始しました。

10年後のあるべき姿として、「ものづくりを核としたシフトイノベーター」と定め、それを達成するための3大SHIFTとして、①成長へのSHIFT、②企業価値向上へのSHIFT、③更なるグローバル化へのSHIFT、に取り組んでまいります。

2022年3月期からスタートする『SHIFT2030』フェーズ1(2022年3月期～2025年3月期)の定量目標は、売上高900億円、営業利益率5.0%、新製品売上高比率10%、海外売上高は2021年3月期比+30%としています。

『SHIFT2030』の概要は以下のとおりです。

1. ビジョンステートメント(あるべき姿)

ものづくりを核としたシフトイノベーター

2. 『SHIFT2030』の3大SHIFT

(1) 成長へのSHIFT

- 既存事業の持続的成長
- 新事業の探索
- 新製品開発の加速

(2) 企業価値向上へのSHIFT

- 品質及びトータルコスト競争力の向上
- コーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化
- ESG推進とSDGsのGOAL達成

(3) 更なるグローバル化へのSHIFT

- 各事業の更なるグローバル展開
- コーポレート部門によるグローバルサポート強化

3. 『SHIFT2030』フェーズ1 (2022年3月期～2025年3月期)の定量目標

	2021年3月期実績	2025年3月期目標
売上高*	734億円	900億円
営業利益率*	3.9%	5.0%
新製品売上高比率	11.2%	10.0%
海外売上高	204億円	2021年3月期比+30%

*当社は、2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用いたします。上記の2025年3月期目標の売上高は当該会計基準等を適用した後の金額となっており、また、2021年3月期実績の売上高は、当該会計基準等を適用したと仮定して算定したものです。これに伴い、2021年3月期の営業利益率も3.6%から3.9%となります。

Ⅲ 本対応方針の内容(会社支配の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組)

1. 大規模買付ルールの設定及び本対応方針導入の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

当社取締役会では、これらを考慮し、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を、必要に応じて外部の専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言等を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。

更に、必要と認めれば、大規模買付者が提案する条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定するとともに、前述 1 の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組として、対抗措置を含めた本対応方針(別紙1のフローチャートをご参照ください。)を継続することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定している大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただけます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②大規模買付の目的、方法及び内容(買付の対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。)
- ③買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。)
- ④買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

当社取締役会は、後記の独立委員会に対し、大規模買付者から提供された情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるか否かについて諮問します。独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるときは、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告するものとし、その時をもって本必要情報の提供が完了したものと取扱うこととします。当社取締役会がかかる勧告を受けたときはその旨を速やかに情報開示いたします。

(3) 取締役会の意見の開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと判断されるか否かについては、当社取締役会は後記の独立委員会に諮問し、原則としてその判断に従います。後記のとおり、当社取締役会が独立委員会の勧告に対してその再考を促したときは、上記の取締役会評価期間はそれぞれ最大14日間延長されうるものとし、また、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものとしますが、これらの場合、株主の皆様に対し、延長した理由及び延長する日数を開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じ外部の専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言等を参考にしながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、後記の対抗措置をとることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤上記①ないし④の場合の他、当該大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥当該大規模買付者の買付方法が強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合
 なお、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様を確認することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、後記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の内容は後記のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の内容

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、新株予約権の無償割当て（以下「無償割当」といいます。）を行います。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

① 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③ 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日(ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日)を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦ 新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者(金融商品取引法第27条の23の第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、(iii)その特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、もしくは(iv)、(i)～(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(v)、(i)～(iv)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。)は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

⑧ その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております(独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。)。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者^(注4)の中から、当社取締役会が選任します。

なお、本定時株主総会終結時の独立委員会の委員は、中尾正孝氏、森本三義氏、手島恒明氏、豊島ひろ江氏及び池田剛久氏の5名です。(略歴につきましては、別紙3をご参照ください。)

注4:社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(2) 大規模買付情報の提供完了

当社取締役会は、独立委員会に対し、大規模買付者から提供された情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるか否かについて諮問します。独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるときは、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告するものとし、その時をもって本必要情報の提供が完了したものと取扱うこととします。

(3) 対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の可否について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、または、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かを十分検討したうえで対抗措置の発動の可否について勧告を行うものとしします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に原則として従うものとししますが、独立委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、独立委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断した場合は、独立委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。この場合は、独立委員会は再考に必要と認められる期間(最大14日とします。)を定め、期間及びその理由を開示いたします。

また、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記3. (1)または(2)において、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動を停止することがあります。例えば、対抗措置としての新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応方針が株主及び投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響等

本対応方針における大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を

行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記4.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けます。また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

7. 本対応方針の適用開始、有効期間、継続、廃止及び変更

本対応方針は、2021年6月24日開催予定の本定時株主総会で株主の皆様にご諮りし、ご承認いただいた場合、その時点より発効いたします。有効期間は2024年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降、本対応方針の継続(一部修正したうえでの継続を含む)については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは当社が上場する証券取引所の上場規則等の改正またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。

本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、開示いたします（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます。）。

Ⅳ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

1で述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うのは、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合など、厳重な客観的要件を充足する場合に限定されておりますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

さらに、本対応方針の継続は当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針を継続することはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

V 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本対応方針は2005年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(以下「買収防衛指針」といいます。))に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

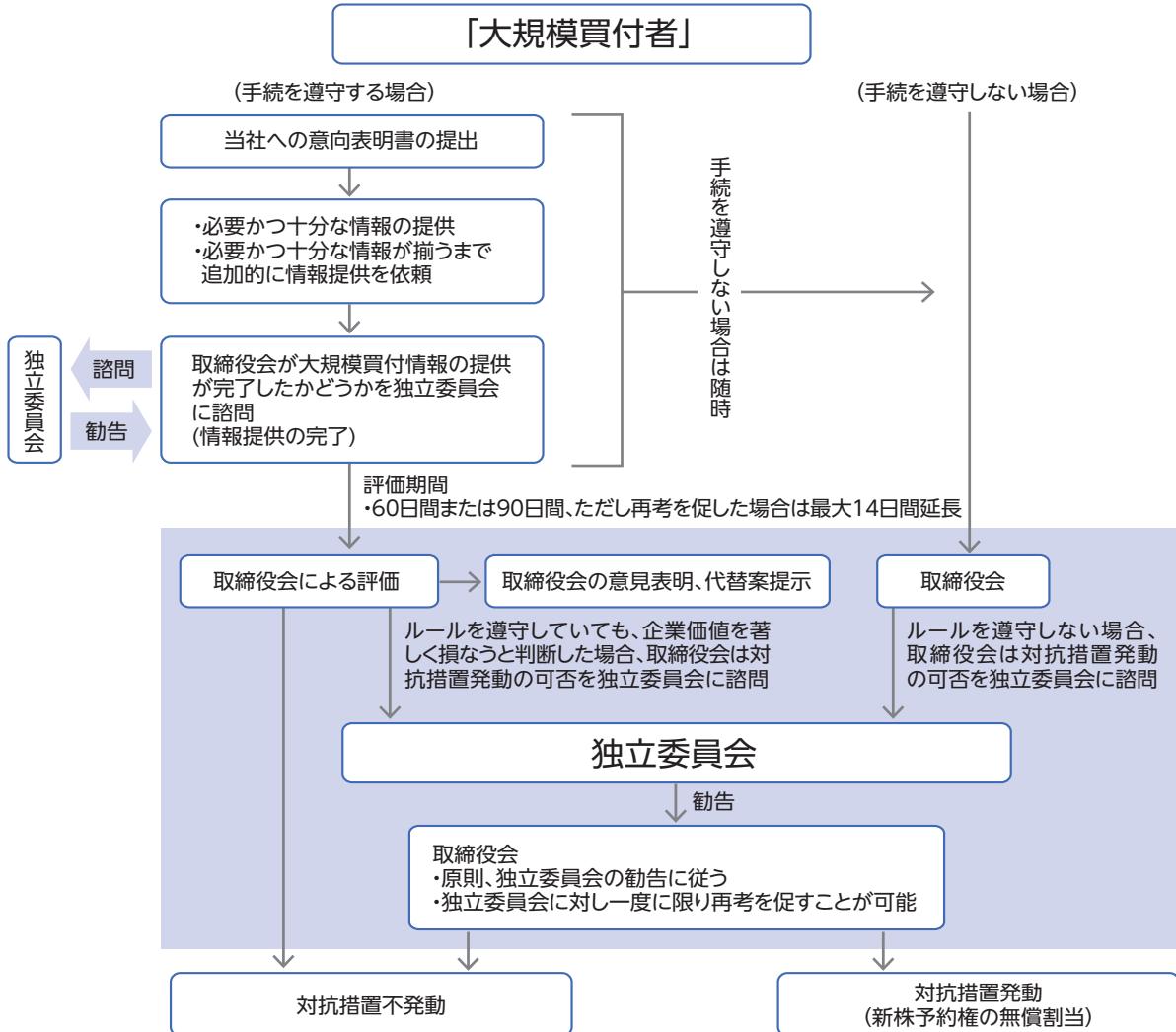
また、本対応方針は、2008年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

加えて、本対応方針は、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

以上

別紙 1

「当社株式の大規模買付に関わる対応方針」に基づく大規模買付ルールフローチャート



別紙2

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

別紙3

独立委員会委員の略歴

中尾 正孝（なかお まさたか）

- 1976年 4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
- 1979年 8月 公認会計士登録
- 2001年 6月 同監査法人 パートナー就任
- 2015年 7月 公認会計士中尾正孝事務所 所長（現任）
- 2016年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2017年 6月 オカダアイオン株式会社社外監査役（現任）

森本 三義（もりもと みよし）

- 1983年 4月 松山商科大学（現 松山大学）経営学部助教授
- 1990年 10月 松山大学経営学部教授
- 2007年 1月 松山大学学長
- 2013年 1月 松山大学経営学部教授
- 2015年 6月 学校法人新田学園理事（現任）
- 2016年 6月 当社社外監査役（現任）
- 2018年 4月 学校法人聖カタリナ学園監事（現任）

手島 恒明（てしま つねあき）

- 1983年 4月 日本生命保険相互会社入社
- 2010年 3月 同社執行役員 商品開発部長
- 2014年 7月 同社取締役常務執行役員 代理店営業本部長兼金融法人本部長
- 2017年 3月 同社取締役専務執行役員 代理店営業本部長兼金融法人本部長
- 2018年 3月 同社取締役
- 2018年 4月 株式会社ニッセイ基礎研究所 代表取締役社長（現任）
- 2018年 6月 当社社外監査役（現任）

別紙 4

当社株式・株主の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 30,272,503株

(3) 株主数

5,563名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新田ゴム工業株式会社	2,842	9.78
アイビーピー株式会社	2,301	7.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,018	6.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,611	5.54
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.92
ニッタ取引先持株会	998	3.43
ニッタ共栄会	621	2.14
新田 忠	498	1.71
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	455	1.56
日本ゼオン株式会社	424	1.46

※上記のほか、当社が保有しております自己株式1,231千株があります。
 ※持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

豊島 ひろ江 (とよしま ひろえ)

1998年 4月 弁護士登録(司法修習第50期)
 1998年 4月 中本総合法律事務所勤務
 2005年 12月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2009年 4月 中本総合法律事務所パートナー就任(現任)
 2020年 6月 当社社外取締役(現任)
 2020年 6月 日東富士製粉株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

池田 剛久 (いけだ たけひさ)

1983年 4月 株式会社三井銀行
(現株式会社三井住友銀行) 入行
 2011年 4月 同行 執行役員本店営業第六部長
 2013年 4月 同行 常務執行役員
 名古屋営業本部名古屋営業部担当
 名古屋法人営業本部長
 2016年 5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社
 専務執行役員
 2016年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 常務執行役員
 兼三井住友ファイナンス&リース株式会社
 取締役専務執行役員
 2020年 6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社
 代表取締役専務執行役員(現任)

以上

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けました。早期に感染拡大を抑え経済活動を再開した中国では内需主導での景気回復が見られましたが、欧米においては国によって財政政策やワクチン接種等の感染防止対策の進捗の違い等もあり、景気回復はまだら模様でした。国内経済は、第1回目の緊急事態宣言解除後、一部業界において回復の兆しを見せておりましたが、第2波、第3波と新型コロナウイルス新規感染者数が増減を繰り返すことにより、本格的な景気回復とはなりませんでした。

当社グループ製品の主要需要業界としては、物流業界向けや半導体業界向けは堅調に推移し、また自動車業界向けも年度後半には回復傾向となりましたが、工作機械業界向けは年度を通し低調に推移しました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度に

おける売上高は、前連結会計年度比51億6千4百万円減(6.2%減)の786億9千7百万円となりました。

損益面では、感染拡大防止の観点からWeb会議やテレワークの推進などにより出張や各種活動を抑制し、経費削減に努めましたが、売上高減少の影響が大きく、営業利益は28億6千1百万円と前連結会計年度比6億6千6百万円の減益(18.9%減)となりました。

また、経常利益につきましては、自動車業界向けの需要悪化や持分法適用会社であるゲイツコリアCO.,LTDの解散措置により持分法投資利益が9億7千5百万円減少したこともあり、59億1千万円と前連結会計年度比16億3千2百万円の減益(21.6%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、47億2千3百万円と前連結会計年度比14億2千4百万円の減益(23.2%減)となりました。

売上高



営業利益



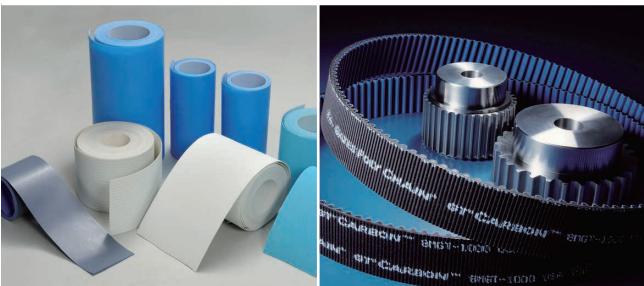
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



ベルト・ゴム製品事業



売上高

253億2千9百万円

前年度比増減

6.2%



売上高構成比

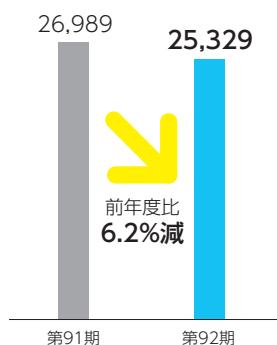
32.2%

●主な事業内容

ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品

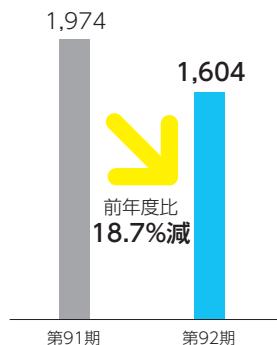
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

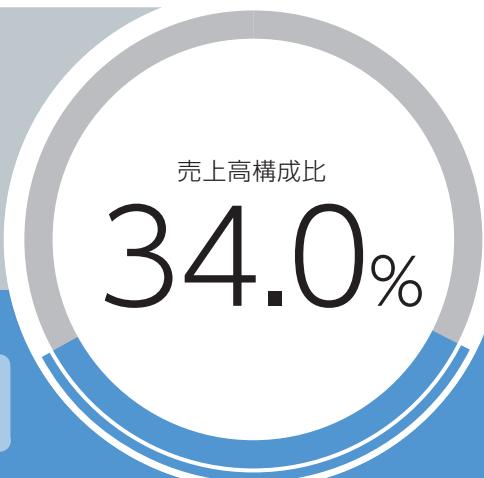
(単位:百万円)



国内では、物流業界向けや半導体業界向けが堅調に推移しましたが、金融機器向けや工作機械向けが低調でした。海外では、物流業界向けや、郵便業界向けが堅調でした。

以上の結果、売上高は253億2千9百万円と前連結会計年度比16億6千万円の減少(6.2%減)となりました。セグメント利益は、減収の影響で16億4百万円と前連結会計年度比3億7千万円の減少(18.7%減)となりました。

ホース・チューブ製品事業



売上高

267億7千6百万円

前年度比増減

9.4%

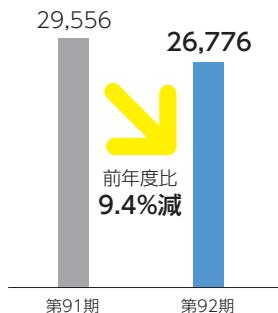


●主な事業内容

樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品

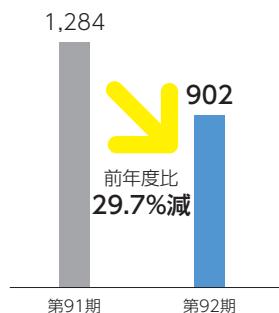
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



国内では、半導体製造装置向けは堅調でしたが、自動車業界向けは第3四半期以降回復傾向となったものの、年度前半の落ち込みを取り戻すまでには至りませんでした。海外では、中国では第2四半期以降、建設機械向け需要が回復したものの、北米や韓国などでは自動車業界向けを中心に低調でした。

以上の結果、売上高は267億7千6百万円と前連結会計年度比27億8千万円の減少(9.4%減)となりました。セグメント利益は、減収の影響で9億2百万円と前連結会計年度比3億8千2百万円の減少(29.7%減)となりました。

化工品事業



売上高

120億7千万円

前年度比増減

8.2%



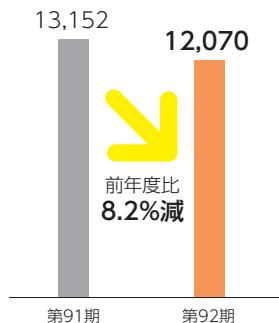
売上高構成比
15.4%

●主な事業内容

高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品

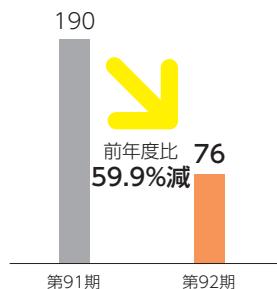
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

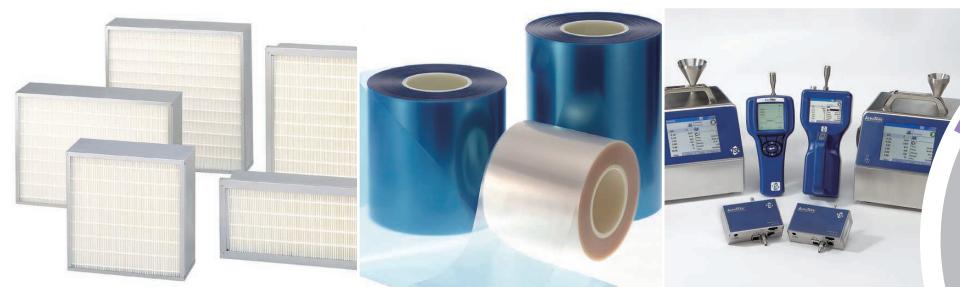
(単位:百万円)



国内では、鉄道向け高機能製品は堅調でしたが、産業資材や防水資材、建設資材製品が低調でした。海外では、OA機器向け高機能製品が低調でした。

以上の結果、売上高は120億7千万円と前連結会計年度比10億8千2百万円の減少(8.2%減)となりました。セグメント利益は、減収の影響で7千6百万円と前連結会計年度比1億1千4百万円の減少(59.9%減)となりました。

その他産業用製品事業



売上高

110億2千7百万円

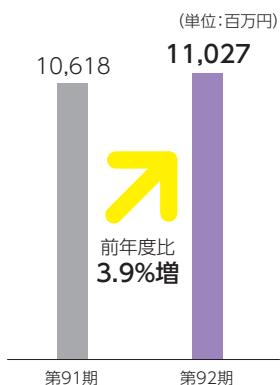
前年度比増減

3.9% 

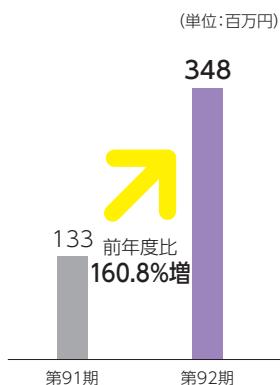
●主な事業内容

空調製品、感温性粘着テープ、医療用ゴム製品、プラスチック製医療機器

売上高



セグメント利益



空調製品は、測定器の需要が堅調であったことに加え、検査キットが好調でした。フィルタの新規建築物件はコロナ禍の影響により、低調でした。感温性粘着テープは、電子部品製造向けが好調でした。

以上の結果、売上高は110億2千7百万円と前連結会計年度比4億8百万円の増加(3.9%増)となりました。セグメント利益は、経費削減効果などにより3億4千8百万円と前連結会計年度比2億1千4百万円の増加(160.8%増)となりました。

不動産事業

テナントの退去及び賃料の減免要請などの影響により、売上高は8億3千6百万円と前連結会計年度比5千万円の減少(5.7%減)となりました。セグメント利益は、2億6千2百万円と前連結会計年度比7千4百万円の減少(22.0%減)となりました。



売上高

8億3千6百万円

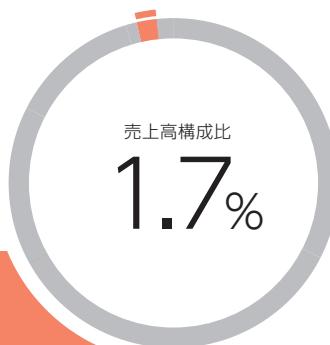
前年度比増減
5.7%



●主な事業内容
土地及び建物の賃貸

経営指導事業

経営指導の対象となる関係会社の売上が増加した結果、売上高は13億6千9百万円と前連結会計年度比6千9百万円の増加(5.3%増)となり、セグメント利益は、12億6千万円と前連結会計年度比8千1百万円の増加(6.9%増)となりました。



売上高

13億6千9百万円

前年度比増減
5.3%



●主な事業内容
関係会社に対する経営指導

その他

自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は12億8千7百万円と前連結会計年度比6千9百万円の減少(5.1%減)となり、セグメント利益は、3千1百万円と前連結会計年度比7千3百万円の減少(69.9%減)となりました。



売上高

12億8千7百万円

前年度比増減
5.1%



●主な事業内容
自動車運転免許教習事業、山林事業、
畜産事業、業務受託

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は25億3千3百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

奈良工場 ベルト製品製造設備新設

名張工場 駐車場用土地取得

子会社

ニッタコーポレーション(タイランド) LTD 樹脂ホース・チューブ製造設備新設

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社

名張工場 樹脂ホース・チューブ製品製造設備新設

子会社

ニッタムアー科技(常州)有限公司 工場兼倉庫棟増築

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当社

ならやま研修所 土地・建物売却

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものではありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症につきましては、変異株の発生等により感染拡大が長期化し、世界経済及び社会に大きな影響を与えています。また、米国において新政権が誕生したものの米中間の対立・緊張は高まっており、今後の見通しは不透明であります。当社を取り巻く環境としましては、好調に推移している物流業界や半導体業界など明るい材料も見られるものの、コロナ禍や事故・自然災害の影響による半導体及び化学製品の供給不足や海上輸送の混乱による材料価格等の上昇も懸念されます。

このような環境下ではありますが、当社グループは2021年4月より10カ年の中長期経営計画『SHIFT2030』をスタートさせ、新たな目標にチャレンジしていきます。

次期の連結業績予想につきましては、売上高は800億円(前連結会計年度比8.9%増)、営業利益は31億円(前連結会計年度比8.3%増)、経常利益は82億円(前連結会計年度比38.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は67億円(前連結会計年度比41.8%増)を予定しております。

中長期経営計画『SHIFT2030』の概要

▶ ビジョンステートメント(あるべき姿)

ものづくりを核としたシフトイノベーター

▶ SHIFT2030 定性目標

1. 成長へのSHIFT	2. 企業価値向上へのSHIFT	3. 更なるグローバル化へのSHIFT
<ul style="list-style-type: none"> 既存事業の持続的成長 新事業の探索 新製品開発の加速 	<ul style="list-style-type: none"> 品質及びトータルコスト競争力の向上 コーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化 ESG推進とSDGsのGoal達成 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の更なるグローバル展開 コーポレート部門によるグローバルサポート強化

▶ SHIFT2030 定量目標(連結)

	2021年3月期実績	2031年3月期目標
売上高*	734億円	1,150億円+α
営業利益率*	3.9%	8.0%
新製品売上高比率	11.2%	10.0%
海外売上高	204億円	2021年3月期比+70%

*当社は、2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用いたします。上記の2031年3月期目標の売上高は当該会計基準等を適用した後の金額となっており、また、2021年3月期実績の売上高は、当該会計基準等を適用したと仮定して算定したものです。これに伴い、2021年3月期の営業利益率も3.6%から3.9%となります。

▶ SHIFT2030 ロゴマーク

マークの愛称:イノベーションバード

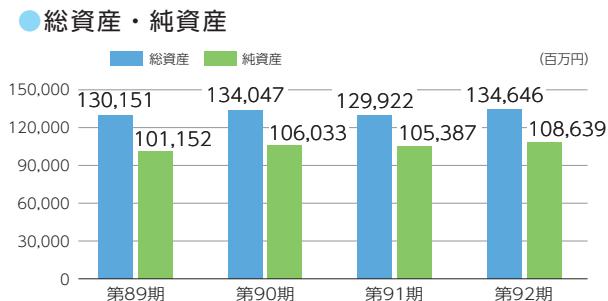
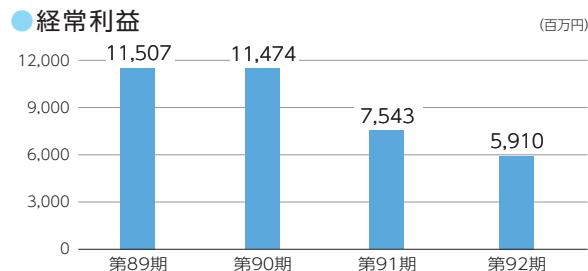
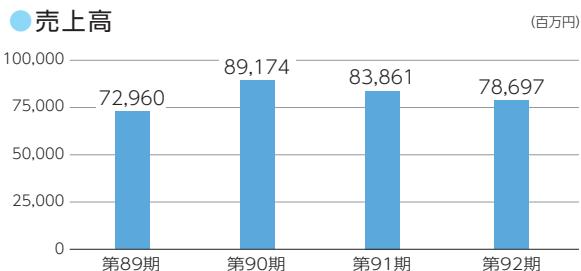


(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第89期	2018年度 第90期	2019年度 第91期	2020年度 第92期 (当連結会計年度)
売上高	72,960百万円	89,174百万円	83,861百万円	78,697百万円
経常利益	11,507百万円	11,474百万円	7,543百万円	5,910百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,163百万円	8,971百万円	6,148百万円	4,723百万円
1株当たり当期純利益	314.74円	307.78円	210.97円	164.62円
総資産	130,151百万円	134,047百万円	129,922百万円	134,646百万円
純資産	101,152百万円	106,033百万円	105,387百万円	108,639百万円

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、当第92期において、従業員持株会信託型ESOPを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

2.「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第90期の期首から適用しており、第89期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニッタ化工品株式会社	90百万円	100.0%	工業用ゴム製品及び樹脂製品の製造・販売
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノ株式会社	10百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
関西化工株式会社	20百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタエアソリューションズ株式会社	30百万円	100.0%	空気清浄製品の販売
浪華ゴム工業株式会社	45百万円	100.0%	医療用ゴム・プラスチック製品の製造・販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US\$	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	13百万US\$	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	450百万WON	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技(常州)有限公司	67百万人民元	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

② 企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な10社を含め、連結対象子会社32社、持分法適用関連会社10社で構成されております。

当期の連結売上高は、786億9千7百万円(前年度比6.2%減)となりました。

また、連結経常利益は、59億1千万円(前年度比21.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、47億2千3百万円(前年度比23.2%減)となりました。

③ 技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのトランスノルムシステム社及び米国のテクスキャン社等であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
化工品事業	高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品
その他産業用製品事業	空調製品、感温性粘着テープ、医療用ゴム製品、プラスチック製医療機器
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大阪府大阪市浪速区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
北陸営業所	石川県金沢市
奈良工場	奈良県大和郡山田市
高知工場	高知県香美市

名 称	所 在 地
東京支店	東京都中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
名張工場	三重県名張市
北海道事業所	北海道中川郡幕別町

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
ニッタ化工品株式会社	大阪府大阪市浪速区
ニッタテクノ株式会社	広島県広島市中区
ニッタエアソリューションズ株式会社	東京都中央区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米 国 ジョージア州
韓国ニッタムアー株式会社	大 韓 民 国 慶尚北道龜尾市

名 称	所 在 地
株式会社パワーテクノ	東京都葛飾区
関西化工株式会社	兵庫県神戸市長田区
浪華ゴム工業株式会社	奈良県大和高田市
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	メ キ シ コ サンルイスポシ州
ニッタムアー科技(常州)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 江 蘇 省

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,001名	63名増

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
1,061名	29名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友信託銀行	1,039百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,272,503株
 (3) 株主数 5,563名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新田ゴム工業株式会社	2,842	9.78
アイビーピー株式会社	2,301	7.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,018	6.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,611	5.54
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.92
ニッタ取引先持株会	998	3.43
ニッタ共栄会	621	2.14
新田 忠	498	1.71
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	455	1.56
日本ゼオン株式会社	424	1.46

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式1,231,300株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、従業員持株会信託型ESOPの信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式443,700株を含んでおりません。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

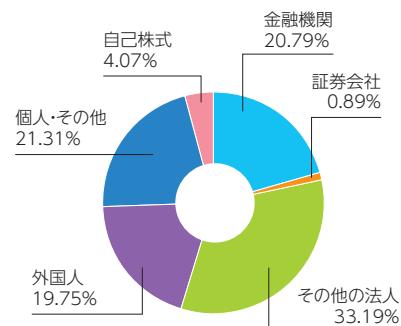
(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「3. 会社役員に関する事項」(2)④に記載のとおりです。

取締役、執行役員に交付した株式の区分別合計

役職	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	18,020株	6
執行役員(兼務取締役を除く。)	15,810株	8

ご参考 所有者別株式分布状況



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石切山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員	
小 林 武 史	代表取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理・人事管理、指名・報酬委員会委員	
芳 村 恵 司	取締役兼常務執行役員生産技術センター長兼関係会社担当	
吉 田 隆 彦	取締役兼執行役員テクニカルセンター長	
島 田 晴 示	取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアー事業部長	
萩 原 豊 浩	取締役兼執行役員工業資材事業部長	
菅 充 行	取締役、指名・報酬委員会委員長	堺筋共同法律事務所 弁護士
中 尾 正 孝	取締役、指名・報酬委員会委員	公認会計士中尾正孝事務所 所長 オカダアイオン(株)社外監査役
豊 島 ひろ江	取締役、指名・報酬委員会委員	中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役(監査等委員)
藤 田 浩 治	常勤監査役	
井 上 清 孝	常勤監査役	
森 本 三 義	監査役	学校法人新田学園理事 学校法人聖カタリナ学園監事
手 島 恒 明	監査役	(株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 菅 充行、中尾正孝及び豊島ひろ江の3名は、社外取締役であります。なお、3名は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 森本三義及び手島恒明の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 菅充行氏がパートナーを務める堺筋共同法律事務所と当社との間に、記載すべき関係はありません。
4. 取締役 中尾正孝氏が所長を務める公認会計士中尾正孝事務所及び社外監査役を務めるオカダアイオン株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
5. 取締役 豊島ひろ江氏がパートナーを務める中本総合法律事務所及び社外取締役を務める日東富士製粉株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

6. 監査役 森本三義氏が理事を務める学校法人新田学園及び監事を務める学校法人聖カタリナ学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。

7. 監査役 手島恒明氏が代表取締役社長を務める株式会社ニッセイ基礎研究所と当社との間に、記載すべき関係はありません。

8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、萩原 豊浩氏・豊島 ひろ江氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		異動年月日
	変更前	変更後	
小林 武史	代表取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理 掌、人事担当、指名・報酬委員会委員	代表取締役兼専務執行役員総務CSR・経営管理・ 人事管理、指名・報酬委員会委員	2020年6月25日
芳村 恵司	取締役兼執行役員奈良工場長兼生産技術センター 長兼安全環境品質・購買担当	取締役兼常務執行役員生産技術センター長兼関係 会社担当	2020年6月25日
島田 晴示	取締役兼執行役員ニッタ・ムアー事業部長	取締役兼常務執行役員ニッタ・ムアー事業部長	2020年6月25日
豊島 ひろ江	中本総合法律事務所 弁護士	中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役(監査等委員)	2020年6月26日

9. 当社は、2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております。

10. 当社は、執行役員制度を導入しており、2021年3月31日現在の執行役員は上表6名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
宮本 修二	常務執行役員 関係会社担当兼ゲイツ・ユニッタ・アジア株式会社代表取締役副社長
篠田 重喜	執行役員 経営戦略室長
鈴木 弘樹	執行役員 クリーンエンジニアリング事業部長
木下 一成	執行役員 総務CSR・経営管理担当
赤井 順一	執行役員 ニッタ・ムアー事業部副事業部長
北村 精一	執行役員 工業資材事業部副事業部長
濱田 雄二	執行役員 人事担当
石塚 隆文	執行役員 奈良工場長兼安全環境品質・購買担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	209 (18)	150 (18)	21 (-)	37 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	47 (13)	47 (13)	- (-)	- (-)	4 (2)

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。また、譲渡制限付株式報酬については、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内(社外取締役は付与対象外)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第65期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 業績連動報酬(短期業績連動報酬)に関する事項

業績連動報酬は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、各事業年度終了後に、各事業年度の「全社業績評価」及び「各役員の個人業績評価」に応じて支払われる金銭報酬です。原則として毎年6月に年間報酬総額を決定し、これを12で除した金額が毎月金銭で支払われます。

「全社業績評価」は、定量評価で判断するものとし、その評価指標には、中長期的な成長を目指すための年度決算の主要な指標である連結売上高及び連結営業利益額、並びに、企業価値向上を目指す指標である連結営業利益率を採用しています。

「各役員の個人業績評価」については、業績とマネジメントの双方を評価するために定量評価と中長期経営計画の実行計画に基づいた定性目標の達成度で判断するものとし、定量評価の評価指標としては、担当部門における連結売上高、連結営業利益額及び連結営業利益率の予算達成度及び前年度比改善度を採用しています。

当該事業年度における業績連動報酬に係る全社業績の評価指標、実績、前年度改善度(いずれも連結ベース)は、次のとおりです。

全社業績の評価指標	2020年3月期実績	前年度比改善度
連結売上高	83,861百万円	△5,313百万円
連結営業利益額	3,527百万円	△2,136百万円
連結営業利益率	4.20%	△2.14%

④ 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の内容

譲渡制限付株式報酬は、2019年度に、役員報酬制度の見直しの一環として導入した報酬制度で、当社の取締役等に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。当該報酬は、原則として毎年7月に支給されます。なお、当該譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、株式数の上限を年50千株以内と定めております。

その交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」(5)に記載のとおりです。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役(執行役員も同様です)の報酬に関する基本方針は、指名・報酬委員会の答申に基づき、2021年2月5日開催の取締役会にて審議、決定しております。

B. 決定方針の内容の概要

(イ) 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針は、次のとおりです。

- (i) 取締役にとって各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中期経営計画の達成等を通じた中長期に亘る企業価値の持続的向上を十分に意識づける報酬構成とする
- (ii) 当社の取締役任命基準を満たす能力、適性を有する優秀人材を役員として確保するために、同規模・同業種の企業と比較して、十分に競争力のある報酬水準とする
- (iii) 透明性が高く、公平かつ公正な評価を実現しうる報酬制度とする

(ロ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(i) 社外取締役を除く取締役の個人別の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されます。また、退職時に慰労金は支給されません。各報酬の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)の概要は、以下のとおりです。

(a) 固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとし、外部調査機関の調査結果を参考にした指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が、役員毎の報酬表を「役員報酬内規」に定めております。

(b) 業績連動報酬

上記③をご参照ください。なお、業績連動報酬は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「役員報酬内規」に定めた算定方法に従って具体的な報酬金額が算出され、取締役会にて決議します。

(c) 譲渡制限付株式報酬

上記④をご参照ください。なお、譲渡制限付株式報酬として付与する金銭報酬債権の額は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた役員ごとの金額表及び取扱規程に基づき算出され、取締役会にて決議します。また、付与株式数については、「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた期日の東京証券取引所における当社株式の終値及び取扱規程を基礎に算出され、取締役会にて決議します。

(ii) 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各社外取締役の報酬額は株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬は、固定報酬のみとし、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、監査役会の決議により決定しております。

(ハ) 報酬水準

当社の取締役、執行役員及び監査役の報酬水準については、指名・報酬委員会において、毎年外部調査機関による役員報酬調査結果を参考に、当社と規模、業種等の類似する企業の水準を確認し、また、当社の業績等も勘案して、適切かつ妥当な水準かを審議・検討しております。

(二) 報酬の構成割合

報酬の構成は、上記(ロ)に記載の通りですが、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として、業績連動報酬の目標を100%達成した場合において、報酬の構成割合が、概ね 固定報酬:業績連動報酬:譲渡制限付株式報酬=70:10:20(年換算)となるように設定しております。なお、経営の監督機能を担う社外取締役及び監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うために独立性を確保する必要があることから、業績連動報酬は採用せず、固定報酬のみとしております。

(ホ) 報酬ガバナンスについて

(i) 任意の指名・報酬委員会

当社は、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております(2018年12月設置)。同委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成等に

ついて、取締役会に答申します。また、取締役の個別報酬額の算定に係る業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に助言します。取締役会は、同委員会の答申及び助言に基づき、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成割合及び取締役の個別報酬額等を決定します。

(ii) 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会決議により3名の社外取締役と2名の社内取締役の計5名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会の構成は次のとおりです。

	氏 名			役 位
委員長	菅	充	行	社外取締役
委 員	中	尾	正 孝	社外取締役
委 員	豊	島	ひ ろ 江	社外取締役
委 員	石	切	山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員
委 員	小	林	武 史	代表取締役兼専務執行役員

- C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が委員長を務める中立的な指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況(出席回数)	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
菅 充 行	取締役会 12/12回 社外役員連絡会 11/11回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
中 尾 正 孝	取締役会 12/12回 社外役員連絡会 11/11回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
豊 島 ひろ江	取締役会 9/9回 社外役員連絡会 9/9回 CSR推進・リスク管理委員会 3/3回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
森 本 三 義	取締役会 12/12回 監査役会 12/12回 社外役員連絡会 11/11回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
手 島 恒 明	取締役会 12/12回 監査役会 12/12回 社外役員連絡会 11/11回 CSR推進・リスク管理委員会 4/4回	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は12回、社外役員連絡会の開催回数は11回、CSR推進・リスク管理委員会の開催回数は4回であります。なお、豊島ひろ江氏の取締役会等の出席状況は、2020年6月25日の就任後に開催された回数のみを対象としています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 60百万円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 一百万円 |
| ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

④監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の決定に同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.、韓国ニッタムアー株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議をしております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会及び取締役会議事録を文書で記録し、10年間保存する。

また、その他重要文書は、社内規程に則り管理する。なお、監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができる。

② 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのCSR推進並びにリスク管理を統括する機関として、取締役及び監査役等が出席する「CSR推進・リスク管理委員会」を定期的で開催し、グループ全体のCSR推進並びにリスク管理に係る課題・対応を審議する。

(i) 当社グループの役員及び使用人の法令等遵守の徹底とCSR活動の推進のために、「NITTAグループ行動憲章」を定めるとともに、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「CSR推進部会」を設け、役員及び使用人への教育・研修を推進する。

(ii) リスク管理を担当する機関として、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「リスク管理部会」を設置し、リスクの把握及び回避・低減・未然防止に取り組む。

(iii) 不祥事の未然防止や早期発見を目的に、経営陣から独立した内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設ける。

(iv) 事業活動において、品質・環境・労働安全衛生の継続的改善の実行に取り組む。

(v) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事故その他の事象が発生した場合の初動対応を指揮命令する機関として、「危機管理本部」を発動し、損害の拡大あるいは事業が継続できなくなるリスクに対応する。

(vi) 財務報告の適正性を確保するための体制を構築し、運用する。

(vii) 当社グループのリスクに関する内部監査を実施する体制を整備し、運用する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 当社グループにおける各職位の権限及び責任の範囲については、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」並びに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制を確保する。

(ii) 取締役会の意思決定の迅速化とリスク管理のため、重要事項は、常勤役員で構成される経営会議で事前に協議・検討した後、取締役会で審議を行う。

(iii) 執行役員制度の下、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を行い、効率的な業務執行を図る。

- ④ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 関係法令及び「NITTAグループ行動憲章」等に基づいて、公正な取引、企業倫理、環境保全及び社会貢献等の推進及び啓発活動を行う。
 - (ii) 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門を定め、管理・助言・指導を行うとともに、経営上必要な事項に関しては、主管部門を通じて当社への定期的な報告を義務づける。
 - (iii) 次のような事項に関しては、担当部署を定め、当社とグループ会社で協力、支援を行う。
 - a. CSR、ISO、労働安全衛生の推進
 - b. 非常事態発生時の当社への報告体制等を定めた「危機管理マニュアル」作成
 - c. 当社内部監査部門による監査
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務を補助する組織を設け、監査役会の主導で職務を遂行する専属の使用人を置く。また、内部監査担当者をはじめ、社内関係者により協力を行う。
- ⑥ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会と協議する。
- ⑦ 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 当社グループの役員及び使用人が監査役に報告すべき事項は、法令、定款その他の社内規程に定められた事項とする。
 - (ii) 内部通報制度の一次窓口を外部に委託し、二次窓口は社外取締役並びに監査役として一次窓口から報告を受取る。
 - (iii) 当社グループの役員及び使用人が、通報者の氏名等を知りえた場合であっても、通報したことを理由として通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課における否定的評価、その他通報者に対して不利益取扱いをしてはならない。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、業況報告会等の重要会議に出席し、意見を述べることができ、これら監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求については、その内容にかかわらず遅滞なく全額を支払う。

また、内部監査部門並びに子会社の監査役は、実施した監査結果に関して、監査役と定期的な報告会を行い、情報の共有化を図る。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処する。その旨を「NITTAグループ行動憲章」に定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務CSRグループとし、事案発生時の報告及び対応に係るマニュアル等の整備を行い、反社会的勢力には警察・暴力追放センター等関連機関と連携を図り、組織的に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの不断の見直しによって、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の整備・強化に取り組んでおります。

当社及びグループ会社の内部統制システムの整備並びに運用状況の有効性を当社の内部監査部門がモニタリングしてこれを評価し、改善をはかっております。

② コンプライアンス

当社は、「NITTAグループ行動憲章」を制定し、コンプライアンスについて、社内研修やeラーニングでの教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを定期的に行っております。

また、当社は、「CSR推進・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス並びに環境・安全・衛生等、CSRに関する事項について討議・検討を行っております。当期は、同委員会を4回開催しました。更に、「CSR推進部会」を設置して定期的を開催し、コンプライアンスの推進等に関する取り組みを企画・実施しています。

また、当社グループ内の不正行為等の未然防止や早期発見を目的とした内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設け、運営しております。

③ リスク管理体制

当社は、前述のとおり、「CSR推進・リスク管理委員会」を設置し、同委員会において災害・事故への対応やリスク管理についても討議・検討を行っております。また、「リスク管理部会」を設置して定期的を開催し、リスクの把握及び回避・防止に取り組んでおります。

④ 内部監査

当社の内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

内部監査の結果については、定期的に当社の監査役と連携を図りながら、社外取締役並びに社外監査役が出席するCSR推進・リスク管理委員会において、取締役及び監査役に報告しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第92期 (2021年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2020年3月31日現在)	科目	第92期 (2021年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2020年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	71,152	67,062	流動負債	19,981	19,235
現金及び預金	27,292	24,352	支払手形及び買掛金	12,019	11,500
受取手形及び売掛金	19,641	20,480	電子記録債務	3,121	2,791
電子記録債権	6,722	6,125	短期借入金	82	29
有価証券	4,500	4,500	未払法人税等	423	375
たな卸資産	9,788	9,550	賞与引当金	1,063	1,041
その他	3,243	2,086	その他	3,271	3,496
貸倒引当金	△36	△33	固定負債	6,025	5,299
固定資産	63,494	62,860	長期借入金	1,039	—
有形固定資産	23,925	24,823	繰延税金負債	1,316	620
建物及び構築物	12,287	12,744	退職給付に係る負債	1,857	2,717
機械装置及び運搬具	6,354	6,107	その他	1,811	1,961
工具器具及び備品	901	1,036	負債合計	26,007	24,535
土地	2,868	3,002			
リース資産	925	1,128	純資産の部		
建設仮勘定	487	641	株主資本		
その他	100	162	資本金	8,060	8,060
無形固定資産	1,194	1,359	資本剰余金	7,067	6,881
ソフトウェア	556	584	利益剰余金	95,140	92,290
のれん	579	715	自己株式	△3,425	△2,420
その他	57	60	株主資本合計	106,842	104,812
投資その他の資産	38,374	36,677	その他の包括利益累計額		
投資有価証券	36,576	35,014	その他有価証券評価差額金	3,200	1,985
長期貸付金	15	20	為替換算調整勘定	△2,358	△1,773
退職給付に係る資産	728	621	退職給付に係る調整累計額	267	△264
繰延税金資産	372	285	その他の包括利益累計額合計	1,108	△52
その他	688	741	非支配株主持分	687	627
貸倒引当金	△6	△6	純資産合計	108,639	105,387
資産合計	134,646	129,922	負債及び純資産合計	134,646	129,922

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第92期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第91期(ご参考) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	78,697	83,861
売上原価	59,836	63,282
売上総利益	18,860	20,578
販売費及び一般管理費	15,999	17,051
営業利益	2,861	3,527
営業外収益	3,442	4,409
受取利息	93	101
受取配当金	192	193
業務代行収入	163	183
持分法による投資利益	2,770	3,746
貸倒引当金戻入額	0	—
その他	221	185
営業外費用	392	394
支払利息	44	54
業務代行費用	153	168
為替差損	117	94
その他	76	77
経常利益	5,910	7,543
特別利益	14	3
固定資産売却益	13	1
投資有価証券売却益	1	1
特別損失	274	154
固定資産売却・除却損	102	30
減損損失	157	122
その他	14	1
税金等調整前当期純利益	5,651	7,392
法人税、住民税及び事業税	1,003	1,200
法人税等調整額	△150	△35
当期純利益	4,798	6,227
非支配株主に帰属する当期純利益	74	78
親会社株主に帰属する当期純利益	4,723	6,148

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第92期 (2021年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2020年3月31日現在)	科目	第92期 (2021年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2020年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	46,723	42,432	流動負債	13,377	11,944
現金及び預金	14,784	12,500	支払手形	41	45
受取手形	2,179	2,955	電子記録債務	1,781	1,273
電子記録債権	5,680	5,063	買掛金	9,187	7,929
売掛金	10,773	9,504	短期借入金	400	400
有価証券	4,500	4,500	未払金	490	583
商品及び製品	2,221	2,197	未払費用	184	184
仕掛品	94	83	未払法人税等	171	191
原材料及び貯蔵品	978	929	預り金	113	330
前払費用	121	105	賞与引当金	865	843
その他	5,680	4,636	設備関係支払手形	140	97
貸倒引当金	△290	△43	その他	2	66
固定資産	50,555	50,054	固定負債	3,157	2,163
有形固定資産	14,181	14,417	長期借入金	1,039	—
建物	8,225	8,500	退職給付引当金	1,056	1,150
構築物	377	402	繰延税金負債	40	—
機械装置	3,047	2,719	その他	1,020	1,013
車両運搬具	15	9	負債合計	16,535	14,107
工具器具備品	493	599			
土地	1,606	1,716	純資産の部		
建設仮勘定	213	271	株主資本		
その他	201	196	資本金	8,060	8,060
無形固定資産	292	334	資本剰余金		
ソフトウェア	257	293	資本準備金	7,608	7,608
その他	34	40	その他資本剰余金	480	294
投資その他の資産	36,082	35,303	資本剰余金合計	8,089	7,903
投資有価証券	13,443	11,684	利益剰余金		
関係会社株式	13,984	14,418	利益準備金	503	503
関係会社出資金	6,022	6,022	その他利益剰余金		
関係会社長期貸付金	1,747	1,992	圧縮積立金	81	241
長期前払費用	105	158	別途積立金	12,900	12,900
前払年金費用	728	621	繰越利益剰余金	51,383	49,275
繰延税金資産	—	348	利益剰余金合計	64,868	62,920
その他	55	61	自己株式	△3,425	△2,420
貸倒引当金	△5	△6	株主資本合計	77,592	76,464
資産合計	97,279	92,487	評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金	3,151	1,915
			評価・換算差額等合計	3,151	1,915
			純資産合計	80,744	78,379
			負債及び純資産合計	97,279	92,487

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第92期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第91期(ご参考) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	45,293	47,609
売上原価	35,509	37,191
売上総利益	9,784	10,418
販売費及び一般管理費	8,159	8,615
営業利益	1,624	1,803
営業外収益	3,392	4,697
受取利息	54	50
受取配当金	3,097	4,343
業務代行収入	163	183
その他	76	120
営業外費用	424	241
支払利息	7	8
業務代行費用	153	168
貸倒引当金繰入額	246	0
その他	16	64
経常利益	4,592	6,259
特別利益	1	1
投資有価証券売却益	1	1
その他	0	—
特別損失	480	119
固定資産売却・除却損	43	7
関係会社株式評価損	437	—
減損損失	—	109
その他	0	1
税引前当期純利益	4,112	6,141
法人税、住民税及び事業税	443	622
法人税等調整額	△152	113
当期純利益	3,821	5,405

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ニッタ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ニッタ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

ニッタ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 藤 田 浩 治 ㊞

常 勤 監 査 役 井 上 清 孝 ㊞

社 外 監 査 役 森 本 三 義 ㊞

社 外 監 査 役 手 島 恒 明 ㊞

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主優待制度のご案内

当社では下記の株主優待制度を実施しております。

また、当社株式を長期間保有していただいている株皆様のご支援にお応えするべく長期保有の株皆様への優待制度を設けておりますので、ご案内申し上げます。なお、**優待品が乳製品のため、発送時期は夏期を避けて例年11月頃となります。**

対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様

優待内容

グループ会社製品及び北海道の特産品

①保有期間3年以上の株主様

長期保有の株主様への優待制度

※毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に、同一の株主番号で連続7回以上記載されていること

100株以上：3,000円相当

1,000株以上：6,000円相当



優待品例(6,000円相当)

②保有期間3年未満の株主様

100株以上：1,200円相当

1,000株以上：3,000円相当

※優待内容につきましては、予告なく変更されることがあります。予めご了承ください。

